

## 埼玉県立さきたま史跡の博物館業務委託等入札参加者選定委員会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県立さきたま史跡の博物館（以下「博物館」という。）が行う建設工事に係る設計、調査、測量等を除く業務委託及び物品購入等（以下「業務委託等」という。）のうち埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超える業務委託等の入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

### (委員会の設置)

第2条 業務委託等の入札・契約事務の適正な執行のため、博物館に埼玉県立さきたま史跡の博物館業務委託等入札参加者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託等の指名競争入札の指名業者の選定に関する事。
- (2) 業務委託等の一般競争入札の入札参加条件に関する事。
- (3) 業務委託等の随意契約（埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超え随意契約とするものに限る。）の見積書徴収に関する事。
- (4) その他委員長が審議を必要と認める事項

2 前項第1号から第3号に規定された事項であっても埼玉県財務規則別表第2の「決裁区分」欄の課長又は所長の欄に記載された金額を超えるものは、教育局業務委託等入札参加者選定委員会で審議するものとする。

### (組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をこれに充てる。

2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

### (運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会は、委員会を構成する者の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。また、委員の代理は認めない。

3 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

### (内申等)

第6条 第3条第1項各号に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、その業務委託等を所管する委員（以下「内申者」という。）が次の各号の中からその内申等に必要な資料により行うものとする。

- (1) 指名する業者(案)
- (2) 一般競争入札の公告文(案)
- (3) 入札参加者等の選定理由やその過程を記載した資料
- (4) 委員長又は内申者が必要と認めた資料
- (5) その他必要な資料

2 内申者は委員長の許可を得て、内申等を補助する職員を委員会に出席させることができる。

### (関係職員の出席)

第7条 委員長は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(決定)

第8条 第3条第1項各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき埼玉県立さきたま史跡の博物館長（以下「館長」という。）が決定する。

(議事録の作成)

第9条 内申者は、自らの内申等に係る委員会の議事録を会議終了後速やかに作成しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 委員会の出席者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第11条 委員会に事務局を置くものとし、総務・公園管理担当課長のうち総務事務を所掌する者が事務を掌理する。

(情報公開等)

第12条 事務局は、契約の相手方が決定した後に議事録の閲覧を希望する者に対して博物館において情報提供（閲覧）を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第6条各号の資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 第6条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は館長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年 3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

別表

	委員の職名
委員長	館長
副委員長	副館長
委員	主席学芸主幹、学芸主幹（学芸に関する事務を総括する者に限る）
委員	総務・公園管理担当 担当部長
委員	総務・公園管理担当 担当課長